

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり ⑩その他
活用する場面	Ⅲ「地域づくりの構想・計画づくりや調査をしたい」場面
事業・制度の名称	えひめ夢提案制度
趣旨	地域の振興・活性化のための具体的な構想やプロジェクト等を有する県内の市町や民間事業者等から提案を受け付け、地域の特性に応じ、県の権限に属する規制緩和やその他県独自の支援措置を講じることで、地域活性化(地域の“夢”の実現)を支援する制度です。
実施主体	市町、民間事業者、地域団体、個人等
支援対象事業	○えひめ夢提案制度の提案 自ら実施し又は実施しようとするプロジェクトや構想等を円滑に実施するため、全県もしくは地域限定で県が実施すべき規制の特例措置又は支援措置に対する要望等について提案することができます。(原則として、新たな費用負担を求めるものは対象外。但し、県独自の規制緩和等と財政支援を組み合わせた提案は対象。) ○えひめ夢特区計画の認定申請 地方公共団体がえひめ夢特区計画を作成・申請し、知事の認定を受けることにより、「えひめ夢提案制度推進に関するプログラム」にメニュー化された規制の特例措置や支援措置の適用を受けることができます。 【支援措置】 ・「えひめ夢提案総合支援事業」の活用(民間団体等のみ認定申請可能) ・「どぶろくを活用した地域活性化プロジェクトチーム」の設置(市町等のみ認定申請可能)
採択要件、補助要件	【えひめ夢提案制度の提案者の要件】 提案に係る事業を自ら実施し又は実施しようとする者 【えひめ夢特区計画の認定基準】 ・本制度の趣旨に合致し、計画の実施によってえひめ夢特区の活性化が図られること。 ・計画の実施が特区に対して適切な活性化の効果を及ぼすものであること。 ・特定事業がおおむね1年以内に着手されて円滑かつ確実に実施されると見込まれるとともに、実施によって生じるおそれのある弊害に対しても適切な代替措置が講じられていること。
補助率、補助限度額等	規制の特例措置または支援措置
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	○えひめ夢提案制度の夢提案は、年に2回(例年6月、10月)受け付けます。 ○えひめ夢特区計画の認定申請は、年に3回(例年1月、5月、9月)受け付けます。
最近の実績	○えひめ夢提案制度の夢提案 平成24年度 1件 ○えひめ夢特区計画の認定 平成24年度 0件
県の担当窓口	地域政策課 活力創出グループ TEL:089-912-2235、FAX:089-912-2969 E-mail:yume-teian@pref.ehime.jp 東予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0897-56-0710、FAX:0897-56-1308 東予地方局今治支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0898-32-3732、FAX:0898-24-1586 中予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:089-909-8751、FAX:089-921-2601 南予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0895-25-3724、FAX:0895-25-3724 南予地方局八幡浜支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0894-24-5288、FAX:0894-24-6271
関係省庁、団体等	
関係URL	<a href="http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian_top.htm">http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian_top.htm</a>